

鳥取県立米子東高等学校生徒指導要項

1 生徒指導の基本方針

- (1) 学級担任、学級副担任、教科担任、部活動顧問など全職員の日常の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などにより、広い視野から生徒理解に努め、生徒との信頼関係を培う。
- (2) 学級担任を中心として日頃から学校の教育理念・教育目標や指導方針等について生徒・保護者へ説明するとともに、生徒の状況等について保護者に連絡し理解を得る。
- (3) 学校内外において、自主的・自律的な態度の養成に心がけ、共同社会のモラルや生活上の基本ルールを遵守する生徒を育成し、未来を拓く人材としての自覚を醸成し一人の人間として成長できるように、全教職員の共通理解のもと協力して適切な指導をする。

2 服装・頭髪等に関する指導

- ・ 5月1日から10月31日までを夏服・冬服の併用期間とする。
(行事等で服装を統一する場合がある)
- ・ 11月1日から4月30日までを冬服の着用期間とする。

(1) 制服

① 学生服型

ア 冬服

- ・ 標準的な黒の学生服とし、本校の金ボタン、襟章（左手側は校章、右手側はZ）をつける。
- ・ 上衣・ズボンとも標準型で、ズボンは極端に細すぎたり、太すぎたりしないこと。
- ・ 異型のものは禁止。

イ 夏服

- ・ 白の標準型カッターシャツとし、胸章をつける。（開襟シャツ可。装飾があるものは禁止。）
- ・ カッターシャツの下は色物や模様が透けてみえるものは不可。

ウ その他

- ・ 第一ボタンを留める。シャツ出しをしない。
- ・ 学生服を着用しない場合はカッターシャツに胸章がついていること。
- ・ ベルトは必ず着用する。色について、黒・茶・白等のものを着用する。異型のベルトは着用を禁止する。

② セーラー服型

ア 冬服 指定の制服にスカーフ・校章（スカーフ留め）をつける。

イ 夏服

- ・ 白のセーラー上衣（半袖も可）とする。盛夏服を上衣の代用としてもよい。
- ・ 夏服の下は色物や模様が透けてみえるものは不可。

ウ その他

- ・ スカートの丈は長すぎず短すぎぬこと。最短でも膝が全部出ない長さとする。
- ・ 登下校時もスカーフを着用する。

③ ブレザー・スラックス型

ア 冬服

- ・ 指定の制服に指定のネクタイを着用し、本校の金ボタン、校章（ラペルホール）をつける。
- ・ ブレザーとスラックスのⅠ型とⅡ型の組み合わせは自由とする。
- ・ ブレザーの下は白の標準型カッターシャツを着用する。（装飾があるものは禁止。）
- ・ ネクタイは襟元まできちんと締めて着用すること。
- ・ ブレザーの下にカーディガン・セーター・ベストを着用してもよい。形はVネック、色は黒または紺の無地とする。

イ 夏服

- ・ 白の標準型カッターシャツとし、胸章をつける。（開襟シャツ可。装飾があるものは禁止。）
- ・ カッターシャツの下は色物や模様が透けてみえるものは不可。
- ・ ブレザーを着用してもよい。

ウ その他

- ・ シャツ出しをしない。
- ・ ブレザーを着用しない場合はカッターシャツに胸章がついていること。
- ・ ベルトは必ず着用する。色について、黒・茶・白等のものを着用する。異型のベルトは着用を禁止する。

(2) コート類・マフラー

- ア 地味で装飾品などのつかないものとし、色は白・黒・紺・グレー・ベージュとする。ツートンカラーでもよいが、赤系統は禁止する。無地でチェックなどの柄のないものとする。
- イ コートの着丈は極端に長いものは不可。
- ウ 革ジャン、Gジャン等は着用しない。
- エ ジャンパー、ヨットパーカーは、無地で装飾品（ワッペン）などのないものとし、ヨットパーカーについて、制服の下での着用は不可。
- オ マフラー使用の際は地味なものを着用する。
- カ コート類は、冬服着用期間と移行期間に限り、制服の上から防寒用として登下校時に着用可。

(3) 学校指定カーディガン、制帽

- ・セーラー服型についてのみ学校指定カーディガンに限り着用可。
- ・学校指定カーディガンを着用する場合は、制服の襟を必ず出すこと。
- ・制帽を着用の際には、制帽に白線2本、帽章をつける。

(4) 靴・ソックス・ストッキング

- ・型・色などが華美でないこと。ハイヒール・サンダル・スリッパ・下駄などは禁止する。
- ・ソックスは、白・黒・紺・グレー・ベージュで柄や縞模様などのないものとする。ワンポイントは可。
- ・ストッキングは、ベージュか黒で模様のないものとする。

(5) 頭髮

- ・清潔で他人に不快感を与えないものとし、パーマや毛染め、脱色は禁止。もともと髪の色が薄い場合は、担任に申し出ること。【担任 → 生徒部に連絡】
- ・男子の髪は襟にかからない程度。
- ・髪飾りなどについては華美なものは避けること。エクステンションも禁止。

(6) その他

- ・マニキュア類・イヤリング・ピアス・口紅などの化粧・指輪などは不可。
- ・校内でやむを得ず異装をするときは、学級担任に異装届を提出し許可を受けること。
- ・自宅より外出する際も米東生としての自覚を持ち、定められた服装をすることを原則とする。

3 遅刻に関する指導

- ・チャイムが鳴った時点で教室・活動場所にいなければ遅刻とする。
- ・生徒は登校した時点で、「遅刻確認票」を受け取る。

ア SHRに遅刻した場合

担任または副担任（登校確認教職員）が、押印または自署した「遅刻確認票」を遅刻した生徒に渡し、指示を出す。

＊担任または副担任が、日時・クラス・出席番号・氏名を教務室に用意した【遅刻一覧表】（各学年）に記入する。

イ 授業に遅刻した場合

遅刻した生徒は、必ず教務室に行き、登校したことを教職員に報告する。

- ① 報告を受けた教職員（登校確認教職員）が、押印または自署した「遅刻確認票」を遅刻した生徒に渡し、指示を出す。

＊「遅刻確認票」を渡した教職員が日時・クラス・出席番号・氏名を教務室に用意した【遅刻一覧表】（各学年）に記入する。

- ② 生徒は教室等へ速やかに移動し、教科担当教員に「遅刻確認票」を見せ、遅刻であることの確認をしてもらう。

- ③ 生徒は授業終了後、速やかに担任または副担任に「遅刻確認票」を提出する。担任または副担任は自署をして、次の指示を出す。

＊担任及び副担任が不在の場合は、学年団の教職員が対応する。

- ウ 生徒は「遅刻確認票」を持参し、生徒部または学年主任 ⇒ 副校長または教頭または主幹教諭の順に指導を受け、自署してもらう。

- エ 生徒は担任または副担任へ「遅刻確認票」を提出する。（担任または副担任は生徒部へ提出）

オ 生徒部確認

【遅刻一覧表】と照らし合わせ、遅刻した生徒が、全ての指導を受けたか確認する。未提出の場合は、担任に報告して提出するように指導してもらう。

- カ 遅刻したにもかかわらず、「遅刻確認票」が提出されなかった場合
副校長または教頭または主幹教諭の説諭を受ける。

- ・SHRの遅刻については、学期毎（始業式～終業式）に下記の回数に応じて指導を行う。

1回目	「遅刻確認票」に基づき、担任による指導・注意
2回目	「遅刻確認票」に基づき、学年主任による指導・注意
3回目	「遅刻確認票」に基づき、担任保護者連絡および生徒部指導
4回目（以降随時）	「遅刻確認票」に基づき、保護者召喚、主幹教諭・生徒部指導

※ 遅刻回数が多い場合、状況により長期休業期間中に指導することがある。

4 スマートフォン・携帯電話・クロームブック等に関する指導

- ・登校時から放課後まで使用禁止。終日、校舎内での使用は禁止。登校後、直ちに電源を切って鞆などにしまうこと。（クロームブックを除く。）
- ・インターネット上やSNS等において、自分や他者の名前・住所・写真などの個人情報や安易に掲載しないこと。また、他者の誹謗中傷や画像の無断掲載は絶対にしないこと。また、不適切な画像および動画等の投稿・掲載について、秩序を乱したものと考えられる場合、問題行動事案として取扱い厳しく指導する。
- ・禁止されている時間・場所において、使用もしくは授業中に着信音等が鳴った場合、その場で預かり次の指導を行う。指導については、期間を1年間とし、下記の回数に応じて指導を行う。（クロームブックを除く。）
- ・クロームブックの使用については「クロームブック使用のルール」に従うこと。
- ・平日の学校でのスマートウォッチ（腕時計型ウェアラブル端末）について、単体で通信、通話、カメラ機能、また授業・学習に支障をきたす機能を搭載しているものは、スマートフォン・携帯電話と同様の指導を行う。

1回目	担任注意・指導	放課後、担任から返却
2回目	学年主任注意・指導	放課後、担任から返却
3回目	生徒部注意・指導	放課後、担任から返却
4回目	担任より保護者連絡および生徒部指導	放課後、担任から返却
5回目以降（随時）	保護者召喚、生徒部嚴重注意・指導	指導後、生徒部から返却

5 貴重品の管理に関する指導

- ・体育の時間は体育委員が集め、貴重品袋に入れて授業担当教員に預ける。その他、移動教室など教室から長時間離れるときには、必ず、貴重品を担任に預けること。
- ・自転車・体育館シューズ・教科書・傘などを本人の許可無く、勝手に借りる、勝手に使う、自分のものにする等の行為は、窃盗・占有離脱物横領などの犯罪になることを意識し、節度ある行動をすること。

6 交通安全に関する指導

（1）自転車関係

- ・自転車を運転する場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）並びに鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）および「鳥取県支え愛交通安全条例」（平成28年10月24日施行）を遵守する。特に、二人乗り、傘差し運転、イヤホンをつけての運転、警音機不備、無灯火、並進などの違反行為がないよう十分留意する。
- ・自転車通学を希望する場合は、自転車通学許可願により申請を行い、購入した許可証（ステッカー：1枚250円 購買部で販売）を自転車の確認しやすい目立つところに貼付すること。
- ・自転車通学生は自転車乗車用ヘルメットを着用するとともに自転車保険に加入しなければならない。
- ・生徒自身が交通安全・交通ルールやマナーの遵守に心掛ける。
- ・信号無視、一時停止違反、遮断棒無視、踏切無謀横断等を絶対にしないこと。
- ・列車通学生徒で最寄り駅から自転車で通学する生徒は、下記の決められた駐輪場を利用すること。
○境線利用者→富士見町駅駐輪場 ○東山公園駅利用者→東山公園駅前駐輪場
○米子駅利用者→米子駅地下駐輪場
- ・米子駅前には放置自転車等禁止区域に指定されているので、駐輪場以外への駐輪は厳禁とする。

（2）普通乗用車運転免許取得について

- ・原則禁止。但し、就職専願の生徒に限り、冬季休業開始日より自動車学校への通学を認める。
- ・入校希望生徒は、学校に自動車運転免許取得願を提出し、入校許可証を得ること。但し、通学可能期間は以下とする。

冬季休業 → 共通テスト後臨時時間割（放課後 可） → 自由登校期間

- ・原則として、夜間の受講はしないこと。但し、やむを得ない場合は、自動車学校が本校へ連絡して調整する。
- ・防衛大・防衛医大（看護科を含む）・航空大学校等就職として扱う大学(校)については許可する。

(3) 原動機付自転車および自動二輪者の免許取得について

- ・原則禁止。交通状況などによりやむを得ない事情があり、申請があった場合は別途審議する。

7 アルバイトに関する指導

- ・アルバイトは原則禁止である。家庭状況等によりアルバイトを希望する生徒は、事前に担任に相談し、アルバイト許可願を申請すること。
- ・担任は、生徒からの申し出を受けて、以下の条件である場合に限り、手続きを進めることができる。

【許可するアルバイト内容の条件】

- ① 業務内容は、原則として接客・販売・レジ等は不可、補助は可とする。
- ② 勤務終了時間を18時迄、実働8時間以内、始業・休憩時間を確認する。
- ③ 期間は、原則として休業日数の1/2以下とする。
- ④ 終了後にアルバイト報告書を必ず生徒部へ提出する。
- ⑤ 大学の総合型選抜・学校推薦型選抜等に合格した生徒のアルバイトは認めない。
- ⑥ 大学と公務員を併願する生徒については、公務員と進路が決定した段階で許可する。

8 その他

- ・パチンコ店・飲酒を主として提供する飲食店・ゲームセンター・ビリヤード・インターネットカフェ等へは出入りしない。
- ・カラオケボックスの利用については、トラブル防止の観点から、「米子東高等学校生徒会カラオケ利用の三箇条」を遵守すること。

「米子東高等学校生徒会カラオケ利用の三箇条」

- ① 生徒のみでの利用は20時まで、保護者同伴の場合は22時までとしましょう。
- ② 年齢がわかるもの（生徒証明書等）を必ずカラオケ店に提示しましょう。
- ③ カラオケ店の利用規則等を遵守しましょう。

* 飲酒・喫煙等20歳未満として法律に違反することは行わないこと

- ・部活動などで登下校するときには、必ず制服を着用すること。ただし、休日・長期休業期間、または試合などの遠征時に限り、下記の①、②での登下校を認める。

- ① 学校指定の体操服
- ② 各部で統一された学校名、校章がつけられたジャージ、ウィンドブレーカー等

- ・外出時には原則として制服を着用し、生徒証明書（生徒手帳）を所持すること。
- ・夜間外出は午後10時を過ぎないこと。保護者の許可のない外泊はしないこと。
- ・高校生にふさわしくない集会には参加しないこと。
- ・地域の福祉活動・ボランティア活動等には積極的に参加すること。

9 問題行動に関する指導

(1) 基本事項

- ・校則違反（考査中の不正行為を含む）、不良行為、犯罪行為（同席を含む）を問題行動とし、問題行動事案に関係する生徒に対し適切な指導を行うものとする。
- ・問題行動の内容によっては、鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）第31条に規定する懲戒処分を行う場合もある。

(2) 対応

- ・鳥取県教育委員会「生徒指導等に関するガイドライン」による対応を行うものとする。
- ・問題行動事案に関係する生徒への対応は、以下の①～⑨とし、その他必要に応じて適切な対応を行うものとする。
 - ① 発生した事案に関係する者から、複数の教員が教育的観点に立って速やかに事実確認を行い、事実関係を明らかにする。
 - ② 当該生徒及び関係生徒の保護者等と連絡を取り、概要を説明する。
 - ③ 当該生徒等に対し弁明の機会を保障した上で、事実を明確にする。
 - ④ 弁明内容を検討し、新たな事実が判明した場合は、速やかに確認する。
 - ⑤ 指導方法等について十分に検討・協議する。
 - ⑥ 職員会議や生徒指導委員会等での協議をもとに、校長が教育的観点から生徒の立直りを期した最良の指導方法等を決定する。
 - ⑦ 当該生徒・保護者に対して、懲戒処分又は教育的指導の内容を十分に説明し、校長が告知する。
 - ⑧ 当該生徒に対して、保護者等との連絡を密にし、反省を促すとともに精神面での安定を図り、また、学習面での補充を適切に行うことで、学習面への意欲を喚起するよう配慮し、懲戒処分又は教育的

指導を実施する。

- ⑨ 懲戒処分又は教育的指導の解除は、指導内容、生徒の生活状況、反省の様子、保護者等の考え等を踏まえ、職員会議及び生活指導委員会等で十分に協議し、校長が決定し、当該生徒及び保護者等に対して告知する。

付則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この改正は、令和3年3月24日より施行する。

この改正は、令和4年1月14日より施行する。

この改正は、令和4年2月9日より施行する。

この改正は、令和5年1月13日より施行する。

この改正は、令和5年6月20日より施行する。